

【福島再生賃貸住宅】
浪江町営津島住宅団地
入居者募集要項



申込み・お問い合わせ先

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

☎0240-34-0232

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日除く)



福島再生賃貸住宅について

津島住宅団地は、避難指示・解除区域に居住していた方の帰還もしくは新規移転者の移転を促進し、地域再生の活性化を図るために国の福島再生加速化交付金を活用し、町が整備・供給する**福島再生賃貸住宅**です。



目 次

1. 申込みから入居までの流れ	4
2. 住宅概要	4
3. 申込資格	6
4. 入居申込み	7
5. 抽選について	8
6. ペットの飼育について	8
7. 入居手続きについて	9
8. 家賃について	10
9. 収入月額 of 計算方法について	12
10. よくある質問	16



1. 申込みから入居までの流れ

① 入居者募集	② 抽選会	③ 入居手続き	④ 鍵引渡し	⑤ 入居開始
------------	----------	------------	-----------	-----------

2. 住宅概要

所在地 浪江町大字下津島字松木山 地内
 住宅名称 福島再生賃貸住宅 浪江町営津島住宅団地
 整備戸数 10戸（2LDK：2戸／3LDK：8戸）
 構造 木造平屋戸建て（省令準耐火構造）

住宅番号	号棟	住戸タイプ	床面積	想定家賃（※）は減額後の家賃	備考
①	1区画	2LDK	83.00㎡	9,400円（※）～50,200円	<ul style="list-style-type: none"> ・木造平屋戸建て ・オール電化住宅 ・駐車場2台分完備 ・屋外物置1台 ・ペット可 ・水道（井戸水） ・浄化槽
②	2区画	3LDK	82.50㎡	9,400円（※）～49,900円	
③	3区画	3LDK	82.50㎡	9,400円（※）～49,900円	
④	4区画	3LDK	82.50㎡	9,400円（※）～49,900円	
⑤	5区画	3LDK	82.50㎡	9,400円（※）～49,900円	
⑥	6区画	3LDK	82.50㎡	9,400円（※）～49,900円	
⑦	7区画	3LDK	82.50㎡	9,400円（※）～49,900円	
⑧	8区画	3LDK	82.50㎡	9,400円（※）～49,900円	
⑨	9区画	2LDK	82.25㎡	9,400円（※）～49,800円	
⑩	10区画	3LDK	82.75㎡	9,400円（※）～50,100円	

◇駐車場 各住戸に2台分の駐車場が確保されています。駐車場使用料は無料としています。

◇物置 敷地内に各住戸専用の屋外物置があります。

◇ペット すべての住宅でペットの飼育が可能です。

◇共益費 家賃のほかに共益費がかかります。※共用部分（給水設備及び外灯など）の電気代、浄化槽の維持管理費など

◇光熱水費等 光熱水費、浄化槽の清掃費などは入居者の負担となります。

※全ての住宅に太陽光発電システムを設置しており、発電した電気は共用部分へ供給されます。給水設備には蓄電池を併設し、停電時においても最大72時間共用部分への電力の供給が可能です。

【住宅配置図】



【住宅位置図】

＜特定復興再生拠点区域の範囲＞



3. 申込資格

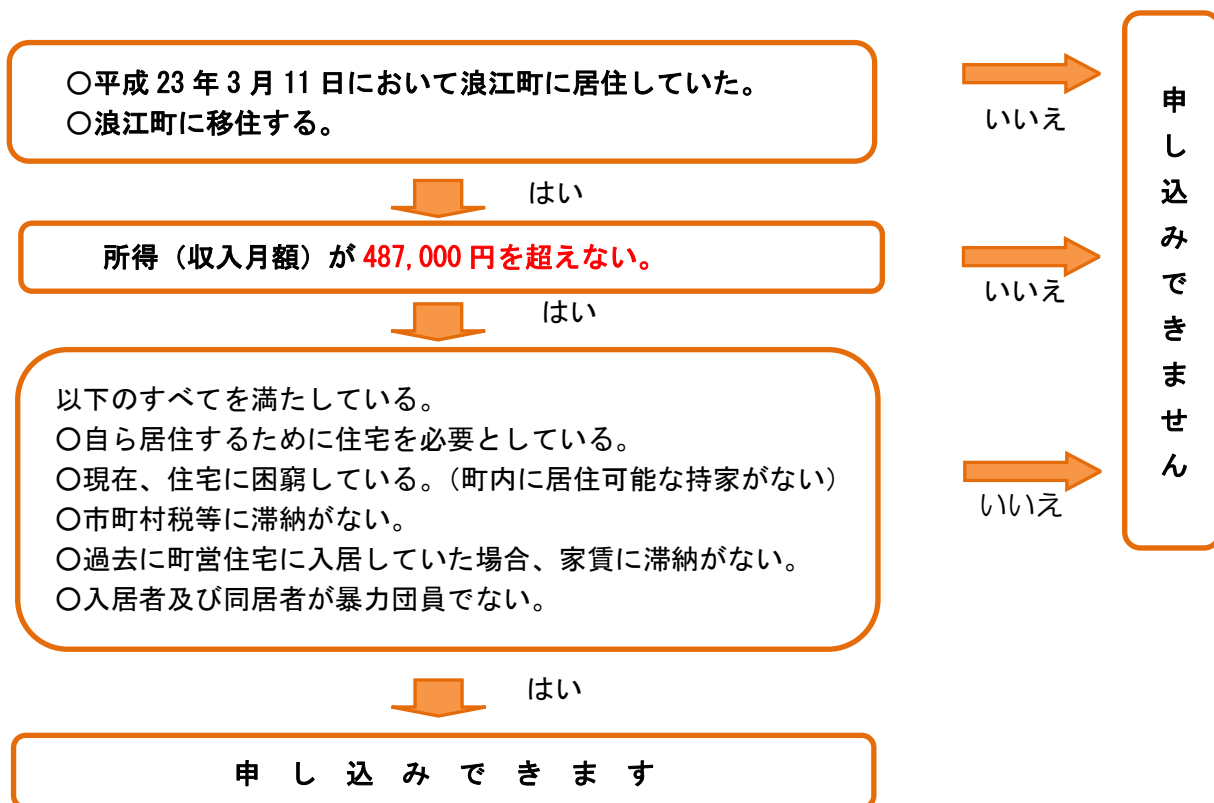
所得（収入月額）が**487,000円を超えない**次の①又は②のいずれかに該当する方

- ① 平成23年3月11日に浪江町内に居住していた方
- ② 浪江町に移住する方 ※入居後に住民票を異動していただきます

※市町村税または過去に町営住宅に入居されていた場合の家賃に滞納がある方、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する方がいる世帯は申し込みできません。

【入居要件チェックフロー】

お申込み前に、入居要件を満たすかどうかを以下のフロー図でご確認ください。



【注意】

- 抽選で当選し入居予定者となっても、入居手続きで入居資格がないと判明した場合は入居できません。
- 入居にあたっては連帯保証人1名を立てていただくか、町が指定する家賃債務保証法人と保証契約を結んでいただく必要があります。※「7. 入居手続きについて」参照
- 入居許可後に津島住宅団地へ住民票を異動してください。
- 住宅内部照明器具、エアコン、IH調理器具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、カーテン等については入居者の負担となります。

4. 入居申込み

次の書類をすべて揃えて申し込みください。

(1) 提出書類

必要な方	必要な書類	備考	チェック
すべての方	町営住宅入居申込書		<input type="checkbox"/>
	住民票（原本）	世帯全員分の写し 別居扶養親族全員分（該当者）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	所得証明書（原本）	入居する方全員分	<input type="checkbox"/>
	税の未納がないことを証する書類（原本）	入居する方全員分	<input type="checkbox"/>
該当の方	被災証明書の写し	平成 23 年 3 月 11 日に浪江町に 居住していた方（名義人のみ）	<input type="checkbox"/>
	障害者手帳の写し	障がい者を含む世帯の場合	<input type="checkbox"/>
	介護保険被保険者証の写し	要介護者を含む世帯の場合	<input type="checkbox"/>

※上記のほか、追加で書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 申込先

【窓口での申込み】

受付場所：①浪江町役場本庁舎 住宅水道課住宅係

②浪江町役場津島支所

③浪江町役場各出張所（福島・二本松・いわき）

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝日を除く）

【郵送での申込み】

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

浪江町役場 住宅水道課 住宅係 町営住宅担当 宛

※申込み期間最終日の当日必着

【注意】

次のような場合、申込みは無効となる場合があります。

（ア）募集する各住宅に複数申込んだ場合

（イ）申込期間外に申込みをした場合

（ウ）入居申込書に事実と異なる記載をした場合

（エ）指定の入居申込書以外で申し込みをした場合

【申込みの辞退】

諸事情により入居申込書提出後に辞退される場合は、「町営住宅入居辞退届」を申込人自ら浪江町役場住宅水道課住宅係に提出（郵送可）してください。

5. 抽選について

- ◆抽選会は、公開(※)で行います。(※) 新型コロナウイルス感染症の感染動向等により非公開とする場合があります。
- ◆子育て世帯、高齢者(75歳以上)、障がい者、要介護者等がいる世帯には、当選確率を2倍にする優遇措置があります。
- ◆申込者には抽選番号通知とともに抽選会日時、場所の案内を別途行います。
- ◆抽選会の参加は自由ですが、参加、不参加が抽選に影響することはありません。
- ◆部屋の抽選については、入居手続きの際に改めてご案内します。

※補欠者の繰上げ当選について

- ・当選者以外の方には、くじの順位に応じて補欠番号を割り当てます。
- ・補欠の権利の有効期間は、抽選結果の通知日から入居手続き期間中までとなります。
- ・入居手続き期間中に辞退者が出た場合は、補欠番号順に繰上げ当選のご案内をします。
- ・入居手続き期間中に辞退者が出なかった場合は、補欠の権利は消滅します。
- ・補欠権利の有効期間中に、町が行う別の募集に申込みの場合は、補欠の辞退届を提出してください。

6. ペットの飼育について

すべての住宅でペットの飼育が可能です。

◆飼育できるペット等

(1) 犬 (2) 猫 (3) 小動物(ウサギ、ハムスター等をいう。) (4) 小鳥

※いずれも、居室内(共有部分、バルコニー、バルコニー下などは含まない)で飼育可能な大きさ、数とし、近隣等への迷惑をかけないことが条件となります。また、法令上の管理(狂犬病予防法など)がなされていない動物は飼育できません。

※ルール等飼育に関する条件を守れない場合は、迷惑行為として入居決定の取り消しをする場合があります。

※ペットを飼育する場合、退去時の修繕費が高額になる可能性がありますので、ご注意ください。

・自己の居室内で飼育する。
外での放し飼いはしない。



・きちんとしつけする



・他者に危害を加えない



・清潔を保ち、
悪臭等の発生を予防する



・大型や毒を持つ等の
危険な動物は飼育しない



7. 入居手続きについて

入居手続きの流れ

①	②		③	④	⑤	⑥	⑦		⑧
入居手続き案内	入居資格の確認	家賃の算定	入居決定	請書の提出	敷金の納付	入居許可	入居説明	鍵引き渡し	入居開始

◇入居手続きの案内から入居決定まで（①～③）

抽選で当選された方に、入居手続きのご案内をします。

◇入居決定後の手続き（④～⑥）

④請書の提出

連帯保証人1名を届け出るか、町が指定する家賃債務保証法人と保証契約を締結してください。

※連帯保証人について

- ・入居者と同程度以上の収入を有する方で、市町村税等の滞納がない方
- ・連帯保証人の方の提出が必要な書類

所得証明書、印鑑登録証明書、市町村税の滞納がないことを証明する書類

⑤敷金について

家賃の3か月分を敷金として納付していただきます。

⑥入居許可書の交付

請書の提出、敷金の納付完了後に入居許可書を交付します。

◇入居許可から入居開始まで（⑦～⑧）

⑦・入居説明

入居開始前に入居説明をします。

- ・鍵の引き渡し

入居許可書の交付の際に、鍵の引渡しの日時・場所・方法等についてご案内します。

⑧入居開始

「入居許可」のあった日から15日以内に津島住宅団地に住民票を異動してください。

【家賃債務保証法人について】

町では、全国的に高齢化等が進む保証人の確保が困難になってきている状況から、国交省に登録されている家賃債務保証法人と連携し、町営住宅保証プランを作成し、同法人を保証人に選択できるようになっています。

浪江町営住宅家賃債務保証プラン			
保証委託料		初 回	40,000円+ 月額家賃の50% (最低10,000円)
		更新・年額	なし
保証範囲	未納家賃		家賃の12ヶ月分
	明渡訴訟費用		対象外
	残置物撤去費用	通常	150,000円
	原状回復費用	死亡等	75,000円
保証期間			入居日から退去日まで

8. 家賃について

(1) 家賃の目安

想定家賃については、次のとおりです。

【参考：福島再生賃貸住宅 津島住宅団地 月額家賃試算表】

収入 分位	入居世帯 全員の 収入月額	家賃 減額 対象	想 定 家 賃 ※（ ）内は減額後の家賃				備考
			2LDK	3LDK	2LDK	3LDK	
			83.00 m ²	82.50 m ²	82.25 m ²	82.75 m ²	
			①	②③④⑤⑥ ⑦⑧	⑨	⑩	
I	0円 ～104,000円	○	18,900円 (9,400円)	18,800円 (9,400円)	18,800円 (9,400円)	18,900円 (9,400円)	福島再生賃貸住宅家賃 低廉化事業 による家賃 の減額
II	104,001円 ～123,000円	○	21,900円 (10,900円)	21,700円 (10,800円)	21,700円 (10,800円)	21,800円 (10,900円)	
III	123,001円 ～139,000円	○	25,000円 (12,500円)	24,900円 (12,400円)	24,800円 (12,400円)	24,900円 (12,400円)	
IV	139,001円 ～158,000円	○	28,200円 (14,100円)	28,000円 (14,000円)	28,000円 (14,000円)	28,100円 (14,000円)	
V	158,001円 ～186,000円	※	32,200円 (16,100円)	32,100円 (16,000円)	32,000円 (16,000円)	32,100円 (16,000円)	※V・VIは 裁量世帯の み減額対象
VI	186,001円 ～214,000円	※	37,200円 (18,600円)	37,000円 (18,500円)	36,900円 (18,400円)	37,100円 (18,500円)	
VII	214,001円 ～259,000円		43,600円	43,300円	43,200円	43,400円	家賃減額 対象外
VIII	259,001円～		50,200円	49,900円	49,800円	50,100円	

※ここに示す家賃はあくまで想定であり、今後変更となる場合があります。

※同じ住戸タイプ（2LDK/3LDK）でも床面積により家賃が異なります。

※家賃は、床面積、整備後の経過年数、利便性などを考慮し、世帯全体の所得や世帯の人数により、入居する世帯ごとに決定します。

※「9. 収入月額の計算方法について」の収入月額の算定式により算定した収入月額の金額に応じて家賃が世帯ごとに決定されます。

◆共益費

家賃のほかに共益費がかかります。共益費は、毎年算定します。

◆光熱水費等

光熱水費、浄化槽の清掃費などは入居者の負担となります。

◆**収入超過者**：3年以上入居している世帯で、**収入月額 487,001円以上**となった世帯は、申し込み資格の収入基準を超過することとなりますので、住宅の明け渡し義務が発生し、家賃は**近傍同種の住宅の家賃**となりますので予めご了承ください。

(2) 家賃の減額について

福島再生賃貸住宅 浪江町営津島住宅団地に入居する世帯で、特に居住の安定を図るべき世帯については、家賃の減額が受けられます。

以下のA、Bのいずれかを満たす世帯については、申請により家賃の減額を受けることができます。減額後の家賃は「(1) 家賃の目安」の月額家賃試算表中()内の家賃となります。

A：収入分位Ⅰ～Ⅳに該当する世帯（収入月額158,000円以下）で、家賃の減額申請を行い、減額を認められた世帯

B：収入分位Ⅴ及びⅥに該当する裁量世帯（裁量世帯＝ア. 高齢者世帯等、イ. 小学校修了前の子供がいる世帯等）で、家賃の減額申請を行い、減額を認められた世帯

※減額の期間は各世帯の条件により異なります。

※管理開始からAに該当する世帯は最大20年、Bのアは最大40年、イは最大6年を予定していますが、毎年申告していただく年間所得、世帯構成により減額対象から外れる場合があります。

※減額申請は毎年度行っていただく必要があります。

◆裁量世帯について

ア-1 次の各号のすべてに該当する高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。）であるもの

(一) 60歳以上の者であること

(二) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること

(イ) 同居する者がいない者であること

(ロ) 同居する者が配偶者、60歳以上の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると認められる者であること

ア-2 障がい者等

(一) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が、次の(イ)から(ハ)までに掲げる障害の種類に応じ、当該(イ)から(ハ)までに掲げる程度のもの

(イ) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(ロ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ハ) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

(二) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度

(三) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(四) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(五) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

イ-1 同居者に小学校修了前の者があるもの

イ-2 災害被災者であるもの

イ-3 密集市街地からの立ち退き者等不良住宅の撤去等により住宅を失った者であるもの

イ-4 公営住宅に係る入居収入基準の見直しに伴い、収入超過者となる公営住宅入居者（入居収入基準の見直し後の一定期間に限る）

9. 収入月額計算方法について

(1) 世帯構成別の収入月額計算及び予定家賃モデル

(例1) 単身世帯(年金受給者)が2LDK(⑨)に入居する場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	年金控除	所得計
世帯主	70	無職	国民年金	80万円	0円	0円	0円
合計(α)							0円

控除: 0円(β)

収入月額 = (α: 0円 - β: 0円) ÷ 12か月 = 0円(収入分位I)

予定月額家賃: 18,800円(減額後家賃9,400円)

(例2) 高齢者世帯で夫婦ともに年金受給者が3LDK(⑤)に入居する場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	年金控除	所得計
世帯主	75	無職	国民年金	80万円	0円	0円	0円
妻	72	無職	国民年金	70万円	0円	0円	0円
合計(α)							0円

控除: 同居親族38万円×1名=38万円(β)

収入月額 = (α: 0円 - β: 38万円) ÷ 12か月 = 0円(収入分位I)

予定月額家賃: 18,800円(減額後家賃9,400円)

(例3) 4人世帯で夫と妻が会社員、2人の子供がいる世帯が3LDK(②)に入居する場合(裁量世帯)

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	給与控除	所得計
世帯主	45	会社員	給与	300万円	202万円	10万円	192万円
妻	42	会社員	給与	250万円	167万円	10万円	157万円
子	16	高校生	なし	0円			0円
子	10	小学生	なし	0円			0円
合計(α)							349万円

控除: 同居親族38万円×3人+特定扶養親族25万円×1人=139万円(β)

収入月額 = (α: 349万円 - β: 139万円) ÷ 12か月 = 175,000円(収入分位V)

予定月額家賃: 32,100円(減額後家賃16,000円)

(例4) 3人世帯で夫と妻が会社員で、遠隔地扶養親族が1人いる世帯が3LDK(⑩)に入居する場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	給与控除	所得計
世帯主	50	会社員	給与	500万円	356万円	10万円	346万円
妻	46	パート	給与	72万円	17万円	10万円	7万円
子(遠隔地)	20	大学生	なし	0円	0円	0円	0円
合計 α							353万円

控除: 同居親族38万円×2人(内遠隔地扶養親族1人)+特定扶養親族25万円×1人=101万円(β)

収入月額 = (α: 353万円 - β: 101万円) ÷ 12か月 = 210,000円(収入分位VI)

予定月額家賃: 37,100円

(2) 収入月額の計算方法

収入月額は、入居者全員の一年間の所得の合計額から法に定める控除額を差し引いて、12 か月で割ることにより算出します。

$$\text{収入月額} = (\alpha : \text{入居者及び同居者の年間所得の合計} - \beta : \text{親族等控除額}) \div 12 \text{ か月}$$

【 α : 年間所得の算出】

収入月額の算出対象となる収入	
① 給与収入	給与、俸給、賃金、賞与、残業手当、家族手当等の支給された金額
② 年金収入	厚生年金、共済年金、国民年金、企業年金等の課税対象となる年金
③ 事業収入等	事業所得、配当所得、利子所得、不動産所得、保険の外交、個人年金給付金など
算出対象外	・ 障害年金、遺族年金、通勤手当の非課税額、児童扶養手当、児童手当生活保護の各扶助費などの課税対象とならない収入 ・ 退職一時金、不動産譲渡などの一時的な収入

入居者及び同居者の年間所得の合計 (α)

	① 給与所得	② 年金所得	③ 事業等所得	合計
申込者本人				
同居親族 1				
同居親族 2				
同居親族 3				
総計				α

【 β : 親族等控除額の算出】

控除の種類	内容	控除額計算
① 同居親族控除	本人を除く同居親族又は所得税法による遠隔地扶養親族（同居しないが扶養親族である者）	38 万円
② 特定扶養親族控除	扶養親族で 16 歳以上 23 歳未満の者	25 万円
③ 老人同一生計配偶者控除	70 歳以上の同一生計配偶者・扶養親族	10 万円
④ 老人扶養控除		
⑤ 特別障がい者控除	本人及び親族控除を受ける者のうち、重度の障害のある者（身体障害者手帳 1, 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A 級等）	40 万円
⑥ 障がい者控除	本人及び親族控除を受ける者のうち、障害者手帳の交付がされている者（⑤を除く） （身体障害者手帳 3～6 級、精神障害者保健福祉手帳 2, 3 級、療育手帳 B 級等）	27 万円
⑦ 寡婦控除	寡婦控除に該当する者	27 万円 ※
⑧ ひとり親控除	ひとり親控除に該当する者	35 万円 ※
⑨ 給与所得控除	本人または同居親族で過去一年において給与所得を有する者	10 万円 ※
⑩ 公的年金等所得者控除	本人または同居親族で過去一年において公的年金に係る雑所得を有する者	10 万円 ※
①～⑩ 合計		β

※該当する方の所得が控除額以下の場合、その額を控除する。

①給与収入の年間所得の確認方法

A：源泉徴収票のもらえる方（会社員、店員、パート、アルバイト等）

年間給与所得金額

= 『給与所得の源泉徴収票』の「給与所得控除後の金額」－基礎控除振替控除10万円（※）
 （※）給与所得控除後の額が10万円未満の場合はその額を控除する。

令和**年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は居所 福島県双葉郡浪江町 大字幾世橋字六反田7番地2	(受給者番号)		(個人番号)	
		氏名 浪江 太郎		氏名 浪江 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与	*****	*****	*****	*****	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である	
有 異有	千 円	特 定 人 従 人 内 老 人 従 人			

「給与所得控除後の金額」
= 給与収入の年間所得

B：源泉徴収票のない方

『町民税・県民税 所得・非課税証明書』の「給与所得」の額－基礎控除振替控除10万円（※）
 （※）給与所得控除後の額が10万円未満の場合はその額を控除する。

令和**年 町民税・県民税 所得・非課税証明書

住所	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2		
氏名	浪江 太郎	昭和00年0月0日生	(単位：円)
令和**年			
合計所得金額	¥***,***	年税額	¥**,**
町民税	所得割 ¥**,**	県民税	所得割 ¥*,***
	均等割 ¥*,***		均等割 ¥*,***
合計所得金額の内			
(給与支払金額)	(¥*,***,***)		
給与所得	¥***,***		
以下余白	以下余白		

「給与所得」
= 給与収入の年間所得

②年金収入（国民年金・厚生年金、共済年金等）の年間所得の算出

公的年金等の所得額は、下記の表により算出した金額または公的年金等の源泉徴収票の支払金額欄の金額から基礎控除振替控除額 10 万円（※）を控除した金額となります。

$$\text{公的年金等の所得額} = \text{公的年金等年間所得額} - \text{基礎控除振替控除額（10万円）（※）}$$

（※）控除する額が 10 万円に満たない場合は、その額を控除する。

【公的年金等年間所得金額算出表】

年金収入（65歳未満の場合）		年間総所得金額	
年金総収入額		年間総所得金額	
0円 ～	600,000円	0円	
600,001円 ～	1,299,999円	年金総収入額	－ 600,000円
1,300,000円 ～	4,099,999円	年金総収入額 × 0.75	－ 275,000円
4,100,000円 ～	7,699,999円	年金総収入額 × 0.85	－ 685,000円
7,700,000円 ～		年金総収入額 × 0.95	－ 1,455,000円

年金収入（65歳以上の場合）		年間総所得金額	
年金総収入額		年間総所得金額	
0円 ～	1,100,000円	0円	
1,100,001円 ～	3,299,999円	年金総収入額	－ 1,100,000円
3,300,000円 ～	4,099,999円	年金総収入額 × 0.75	－ 275,000円
4,100,000円 ～	7,699,999円	年金総収入額 × 0.85	－ 685,000円
7,700,000円 ～		年金総収入額 × 0.95	－ 1,455,000円

【公的年金等所得の確認方法】

令和**年度 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2			
	氏名	浪江 太郎	生年	1明治 2大正 3昭和 4平成	月日
区	分	支払金額	源泉徴収税額		
法第203条の3第1号適用分		* ** *	* ** *		
法第203条の3第2号適用分					
法第203条の3第3号適用分					

「支払金額」
＝年金総収入額

③事業等収入の年間所得

『確定申告書』または『町民税・県民税 所得・非課税証明書』の「所得金額」

10. よくある質問

Q 1 単身世帯（一人のみ）の入居は可能ですか？

A 1 P. 6に記載の【3. 申込資格】を満たしていれば単身でも申込み可能です。
※ただし夫婦別居などいわゆる「不自然な世帯分離」による単身入居はできませんのでご注意ください。

Q 2 福島県復興公営住宅に入居しているが、申込みできますか？

A 2 P. 6に記載の【3. 申込資格】を満たしていれば申込み可能です。入居決定後、福島県復興公営住宅の退去手続きを行ってください。

Q 3 ペットの飼育は可能ですか？

A 3 ペット飼育可能な町営住宅となっています。詳細はP. 8をご覧ください。

Q 4 グループ応募はできますか？

A 4 募集戸数が限られていることから、グループ応募は実施しません。

Q 5 抽選に当たったが、入居を辞退することはできますか？

A 5 「町営住宅入居辞退届」を提出していただくことにより辞退することが可能です。

申込み・お問い合わせ先

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

☎0240-34-0232

受付時間 8:30~17:15（土日、祝日除く）

